

最高裁判所(第二小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 平成29年度所得税決定等取消請求上告事件

国側当事者・国

令和4年5月27日棄却・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年12月22日判決、本資料271号-144・順号13646)

(第一審・大阪地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年7月19日判決、本資料271号-88・順号13590)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	入江 純一

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和4年5月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	菅野 博之
裁判官	三浦 守
裁判官	草野 耕一
裁判官	岡村 和美